島原地域広域市町村圏組合介護保険所情報連携ネットワーク
（ＦｉＮＥ－ＬＩＮＫ ＰＬＵＳ）

運用ルール

１　今まで電話、メール、ＦＡＸ等で情報伝達・情報共有していた情報等で、島原地域広域市町村圏組合介護保険所情報連携ネットワーク（ＦｉＮＥ－ＬＩＮＫ ＰＬＵＳ）（以下「本ネットワーク」という。）が活用可能な場合は優先して利用する。

【活用の事例】
① 介護保険課からの会議・研修・説明会の案内、国、県及び構成市からの通知及び情報の周知
② 事業所から構成市及び地域包括支援センターに対する問合せ、情報伝達・情報共有等
③ 事業所から介護保険課に対する問合せ
（介護認定進捗状況、住宅改修給付残高等の確認、人員基準及び報酬（加算）についての質問等）
④ 事業所間、医療、介護間の情報伝達・情報共有等
（ケアプランや給付実績等の収受、サービス担当者会議の日程調整、医療・介護間の連携等）

２　個人情報の取扱いについて、今までの電話、メール、ＦＡＸ等と同様に情報伝達・情報共有していたことを、業務上必要な範囲内で活用し、誓約書内容、関係法令等を遵守して行うこと。

３　本ネットワークを利用できる端末は、使用者が所属する法人・事業所等が所有するパソコン、タブレット、スマートフォンを原則とする。
ただし、使用者の私用端末の利用について、その旨を島原地域広域市町村圏組合（以下「本組合」という。）に申告し（私用端末の業務利用に関する誓約書を提出）、了承を得たうえで、厳重な注意を払い、法人管理の元で利用することは可能とする。

４　注意事項
⑴　取得した専用アカウントは同一の法人内や事業所内での管理を徹底し使用すること。
⑵　異動や入退職の関係等で担当が変更する場合は、パスワード変更を行い、アカウント管理や利用にあたる引継ぎを徹底すること。
⑶　法人や事業所の廃業等や個別登録での異動や退職等によりアカウント登録が不要になった場合は速やかに登録抹消の申告を本組合に行うこと。
⑷　メール、ＦＡＸ等と同様に、人的要因でのミスや端末紛失等により情報漏洩が生じた場合は、各法人側の責任とする。ただし、LINEWORKS のサーバー管理上の情報漏洩は、LINE WORKS 株式会社の責任となり、本ネットワークの管理・運用中に情報漏洩になった場合は、本組合及び株式会社 AGEN の責任とする。

５　取り扱う情報は、原則本ネットワーク構築内のＦｉＮＥ－ＬＩＮＫ ＰＬＵＳ専用アカウント登録間での活用に限る。

６　本ネットワークの利用は、各事業所及び介護保険課・地域包括支援センターの業務稼働日、業務時間内での運用に努めること。また、１日１回以上の着信確認や内容確認を行うこと。

７　本ネットワークは、地域連携推進の向上や活性化を目的としているため、定期的に開催する地域活性化サポート研修への積極的な参加を行い、利用方法の不明点等が生じた場合は、ＦｉＮＥ－ＬＩＮＫ ＰＬＵＳ事務局に積極的に問合せを行う。

令和７年４月１日規定